

高松市「食物アレルギーカード」利用規約

【作成及び目的】

当カードは高松市（以下「本市」といいます。）が作成したのになります。

食物アレルギーは、場合によっては生命の危険にまで及ぶことがあるため、食物アレルギー疾患の有無にかかわらず、食物アレルギーについて、広く市民の方への周知促進を目的とするものとします。

【免責事項】

- (1) 本市は、当カードの有用性を完全に保証するものではありません。
- (2) 本市は、利用者が当カードを利用し、又は使用したことにより、当該利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 本市は、利用者による、あらゆる情報発信について、一切の責任を負いません。
- (4) 本市は、利用者間若しくは利用者と第三者のトラブルによって、利用者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 当カードは、食物アレルギーがあることやアレルゲンについて、利用者が個人的に第三者にお知らせする、又は第三者が知るために作成したもので、本市が疾患について証明するものではありません。
- (6) 当カードは、予告なく内容の変更や運用方法の見直し等を行う場合があります。
- (7) 本市は、(1)～(6)に掲げるもののほか、当カードに関連する事項に起因し、又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

【著作権】

当カードの著作権は、本市に帰属します。当カードについては、食物アレルギー疾患の方が私的に利用することを想定しており、「私的使用のための複製」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

【禁止事項】

以下に定める利用について禁止します。

- (1) 他者として利用する等、虚偽や事実と異なる利用
- (2) 営利を目的とした利用
- (3) 政治又は宗教活動を目的とした利用
- (4) 法律、法令等に違反した利用、又は違反するおそれがある利用
- (5) 著作権等、本市の知的所有権を侵害するおそれがある利用
- (6) 公序良俗に反する利用
- (7) その他、本市が不適切と判断した内容